ハ　ロの措置を開始した日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該措置に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　ロの措置に係る事業所に雇用されていた者であつて、基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　ロの措置に係る事業所の労働者の離職状況及び当該措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）その他職場適応援助者（障害者雇用促進法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。次号において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものである労働者に限る。次号において同じ。）が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この項において「障害者雇用促進法施行規則」という。）第二十条の二の三第二項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、訪問等による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下この項において同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、都道府県労働局長が適切に援助を実施できると認める事業主であること。

イ　障害者雇用促進法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者雇用促進法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次号において「障害者職業総合センター」という。）及び障害者雇用促進法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次号において「地域障害者職業センター」という。）が行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修

ロ　訪問型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

三　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　障害者の雇用に伴い必要となる援助を行う企業在籍型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者雇用促進法施行規則第二十条の二の三第三項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下この項において同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、都道府県労働局長が適切に援助を実施できると認める事業主であること。

(1)　障害者雇用促進法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う企業在籍型職場適応援助者の養成のための研修

(2)　企業在籍型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

ロ　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇用に係る労働者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

四　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　障害・治療と仕事との両立支援計画（雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負つた労働者（障害者を除く。以下この号において同じ。）の治療と仕事との両立を支援するために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ロ　労働協約又は就業規則により定めるところにより、その雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負つた労働者に対する治療等のための休暇の付与、勤務時間の短縮（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）その他のこれらの者の治療と仕事との両立の支援に資する措置を講じた事業主であること。

ハ　障害・治療と仕事との両立支援計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する障害者雇用安定助成金（この号の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該障害・治療と仕事との両立支援計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　障害・治療と仕事との両立支援計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　当該治療と仕事との両立を支援するために事業主が講ずる措置に要した費用の負担の状況及び当該障害・治療と仕事との両立支援計画に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

五　次のイからルまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号ロ(1)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）

ロ　第一号ロ(2)(i)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ　第一号ロ(2)(ii)又は(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ニ　第一号ロ(3)(i)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

ホ　第一号ロ(3)(ii)又は(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）

ヘ　第一号ロ(4)の措置を講じた事業主　次に掲げる額の合計額（六箇月間の当該額の合計額が第一号ロ(4)の措置に係る対象者一人につき十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円。以下このへにおいて同じ。）を超えるときは、十八万円）（同号ロ(4)の措置に係る対象者一人につき二十四箇月（当該対象者が精神障害者である場合にあつては、三十六箇月）までの支給に限る。）

(1)　同号ロ(4)の援助又は指導が、職場支援員の配置により行われた場合にあつては、当該職場支援員の配置に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額（ヌに規定する援助を受ける者の数と合計して三人までの支給に限る。）

(2)　同号ロ(4)の援助又は指導が、職場支援員の委嘱により行われた場合にあつては、当該職場支援員の委嘱の回数に、一万円を乗じて得た額

(3)　同号ロ(4)の援助又は指導が、業務の委託により行われた場合にあつては、委託に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額

ト　第一号ロ(5)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、月額四万五千円（中小企業事業主にあつては、月額六万円）（対象者一人につき十二箇月までの支給に限る。）